

中央会 レポートみえ

発行/2024年3月1日
三重県中小企業団体中央会
印刷/伊藤印刷株式会社

20

2024 Spring vol.

CONTENTS

- 2 特集① 令和5年度 労働事情実態調査報告
- 4 特集② 年度末手続き上の20のポイント
- 5 ニュースin三重県
- 6 中央会レポート
 - 令和6年 新春特別セミナー・新春賀詞交歓会を開催／BCP策定推進講習会を開催／令和5年度中央会会員意識調査結果 ほか
- 8 弁護士のつぶやき 「セクハラ問題に発展しないようにする対策」について
- 9 全国の先進組合を紹介します
- 10 業界の今!～情報連絡員報告より～
- 11 中小企業組合等課題対応支援事業案内及び報告／組合取組事例紹介
- 12 組合のひろば
- 13 中央会インフォメーション
- 14 EVENT GUIDE／お知らせ



6p/新春賀詞交歓会を開催



◇三重の絶景スポット【上野公園の桜(伊賀市)】

日本有数の高石垣を誇り、別名「白鳳城」とも称される伊賀上野城の周辺や上野公園内には約400本ものソメイヨシノが咲き誇り、春になると城に霞がかかったように美しい光景をご覧いただくことができ、夜には提灯でライトアップされた夜桜のお城が楽しめます。周辺には伊賀流忍者博物館や芭蕉翁記念館、俳聖殿、伊賀上野城などの観光施設が充実し、1日ゆっくりと楽しむことができます。見ごろ：3月中下旬～4月中旬 ライトアップ：令和6年3月16日(土)～令和6年4月14日(日)日没～午後10時まで

本調査は、会員組合の組合員等で従業員規模300人未満の1,000事業所(製造業500事業所、非製造業500事業所)を対象に、中小企業における労働事情(経営状況、労働時間、雇用環境、賃金等)を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的に、毎年7月1日を調査時点として全国一斉に実施しています。今回は、特集としまして、令和3年、4年度調査と比較した令和5年度の経営状況及び賃金改定の状況について掲載します。

なお、全項目の調査結果につきましては、当中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)にて公開しておりますので是非ご覧ください。

令和5年度の回答数は、458事業所(製造業199事業所、非製造業259事業所)でした。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。



1. 現在の経営状況について(調査内容:1年前と比べて①良い ②変わらない ③悪いのうち1つ選択)

現在の経営状況については、「悪い」が31.2%(前年度35.3%、前々年度39.7%)、「良い」が20.3%(前年度17.9%、前々年度13.2%)、「変わらない」が48.5%(前年度46.8%、前々年度47.1%)となっている。「悪い」とするのは前年度に比べ4.1ポイント減少し、全国平均(29.4%)と比べて1.8ポイント高い。「良い」とするのは前年度に比べ2.4ポイント増加し、「変わらない」が1.7ポイント増加した。業種別にみると、「食料品製造業」は「良い」が多数を占めているが「木材・木製品製造業」では「悪い」が多数を占め、非製造業の「運輸業」、「小売業」でも「悪い」の比率が高く、業種によって経営状況が分かれている。

図1 経営状況

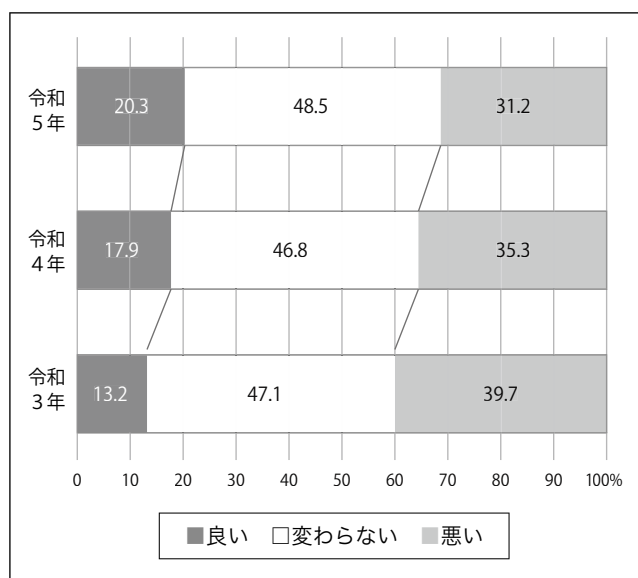


表1 経営状況(業種別) 令和5年 (%)

区分	良い	変わらない	悪い
全国計	20.1	50.5	29.4
三重県計	20.3	48.5	31.2
製造業計	22.6	38.7	38.7
食料品	46.4	25.0	28.6
繊維工業	23.1	46.2	30.8
木材・木製品	12.0	36.0	52.0
印刷・同関連	—	100.0	—
窯業・土石	16.7	50.0	33.3
化学工業	—	66.7	33.3
金属・同製品	18.2	45.5	36.4
機械器具	14.8	33.3	51.9
その他製造業	41.2	17.6	41.2
非製造業計	18.5	56.0	25.5
情報通信業	—	66.7	33.3
運輸業	11.6	51.2	37.2
建設業	21.7	60.9	17.4
卸売業	29.3	51.2	19.5
小売業	14.9	48.9	36.2
サービス業	12.1	63.6	24.2

表2 経営状況(業種別) 令和4年 (%)

区分	良い	変わらない	悪い
全国計	17.2	47.3	35.5
三重県計	17.9	46.8	35.3
製造業計	22.6	42.4	35.0
食料品	25.8	35.5	38.7
繊維工業	13.3	46.7	40.0
木材・木製品	17.4	56.5	26.1
印刷・同関連	25.0	—	75.0
窯業・土石	17.8	42.2	40.0
化学工業	28.6	57.1	14.3
金属・同製品	29.8	36.2	34.0
機械器具	29.6	44.4	25.9
その他製造業	11.1	50.0	38.9
非製造業計	14.4	50.2	35.4
情報通信業	66.7	33.3	—
運輸業	9.1	40.9	50.0
建設業	13.0	57.4	29.6
卸売業	17.8	40.0	42.2
小売業	12.8	46.8	40.4
サービス業	18.4	57.9	23.7

表3 経営状況(業種別) 令和3年 (%)

区分	良い	変わらない	悪い
全国計	15.7	42.9	41.4
三重県計	13.2	47.1	39.7
製造業計	16.4	41.6	42.0
食料品	5.8	34.6	59.6
繊維工業	6.3	37.5	56.3
木材・木製品	20.7	55.2	24.1
印刷・同関連	33.3	—	66.7
窯業・土石	8.5	61.7	29.8
化学工業	16.7	66.7	16.7
金属・同製品	28.0	30.0	42.0
機械器具	16.1	41.9	41.9
その他製造業	37.5	18.8	43.8
非製造業計	10.5	51.7	37.8
情報通信業	—	66.7	33.3
運輸業	15.2	45.7	39.1
建設業	11.4	59.0	29.5
卸売業	14.9	55.3	29.8
小売業	5.0	42.5	52.5
サービス業	5.7	45.3	49.1

2. 賃金改定について

(1) 賃金改定の実施状況について

賃金改定の実施については、調査時点(令和5年7月1日)で「引上げた」が54.5%(前年度48.8%、全国58.1%)で、賃金を上げた事業所が前年度に比べ5.7ポイント上昇した。「7月以降引上げる予定」と回答した事業所は14.3%(前年度9.8%、全国12.3%)で、前年度に比べ4.5ポイント上昇した。

業種別にみると、製造業では「引上げた」の回答が57.1%(前年度54.9%)と最も高くなっており、回答事業所数の少ない「印刷・同関連」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「機械器具」が70.4%(前年度81.5%)の比率で賃金の引上げを行っている。非製造業でも「引上げた」が52.5%(前年度44.2%)と高く、特に「卸売業」の65.9%(前年度55.6%)が高い数値となっている。

表4 賃金改定の実施状況(業種別・規模別)

(%)

区 分	引上げた	引下げた	今年実施しない(凍結)	7月以降引上げる予定	7月以降引上げる予定	未定
全 国 計	58.1	0.3	11.0	12.3	0.6	17.7
三重県 計	54.5	0.4	11.9	14.3	0.2	18.5
製造業 計	57.1	—	8.1	13.6	0.5	20.7
食料品	42.9	—	10.7	25.0	3.6	17.9
繊維工業	30.8	—	30.8	30.8	—	7.7
木材・木製品	40.0	—	12.0	16.0	—	32.0
印刷・同関連	100.0	—	—	—	—	—
窯業・土石	56.7	—	6.7	3.3	—	33.3
化学工業	100.0	—	—	—	—	—
金属・同製品	65.5	—	5.5	9.1	—	20.0
機械器具	70.4	—	3.7	18.5	—	7.4
その他製造業	68.8	—	—	6.3	—	25.0
非製造業 計	52.5	0.8	14.9	14.9	—	16.9
情報通信業	66.7	—	—	33.3	—	—
運輸業	39.5	—	23.3	16.3	—	20.9
建設業	57.1	1.1	16.5	16.5	—	8.8
卸売業	65.9	—	9.8	12.2	—	12.2
小売業	45.5	2.3	13.6	11.4	—	27.3
サービス業	48.5	—	9.1	15.2	—	27.3
規模別						
1～9人	38.5	0.6	19.5	13.8	—	27.6
10～29人	58.8	0.7	10.1	14.2	0.7	15.5
30～99人	72.9	—	3.1	12.5	—	11.5
100～300人	65.7	—	5.7	22.9	—	5.7

(2) 業種別平均昇給額・昇給率について

業種別平均昇給額をみると、回答事業所数の少ない「化学工業」、「情報通信業」を除けば「サービス業」の昇給額は13,117円で最も高く、前年度(8,105円)より5,012円と大幅に増加している。

昇給を行った事業所の平均昇給額は9,344円(前年度7,382円、全国8,920円)、昇給率は3.49%(前年度2.71%、全国3.48%)となっており、前年度と比較して1,962円増加した。

図2 業種別平均昇給額(平均昇給・上昇 加重平均)

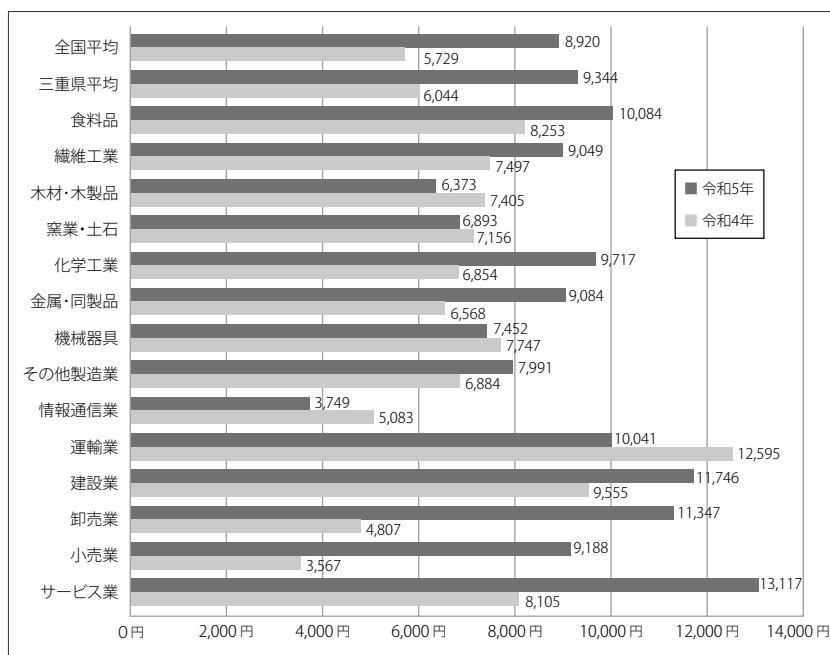
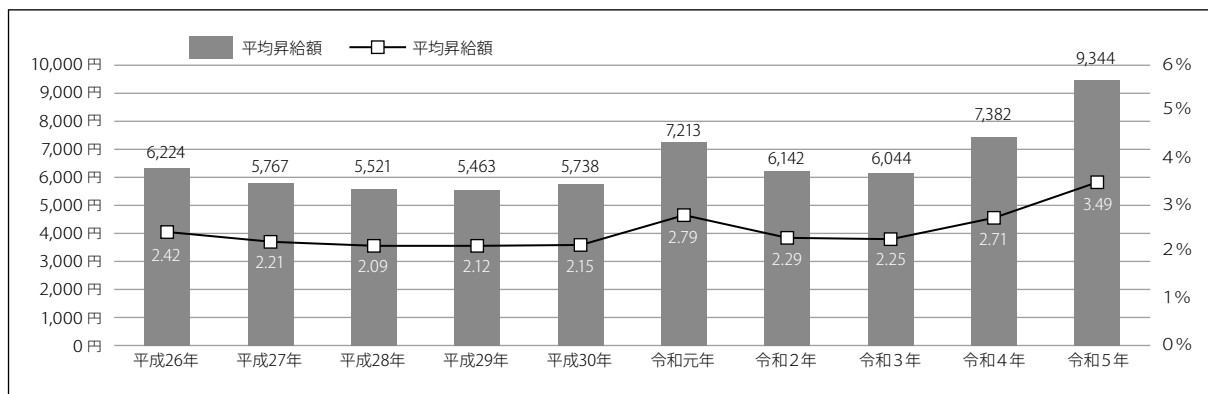


図3 平均昇給額と昇給率の推移(平均昇給・上昇) 加重平均



特集②

年度末手続き上の20のポイント

多くの組合では3月に決算期を迎えますので、年度末の事務手続きについて掲載します。

(決算日を3月31日、理事会を5月16日、通常総会を5月30日と想定した場合)

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No.	想定日	手続き項目	主なポイント
1	3/31	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続き等を行う。
2	4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	4/1～ 4/20	事業報告書及び決算関係書類の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
4	4/20	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
5	4/26	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。(原則は変更があった都度2週間以内に登記。)[中協法 第85条①②]
6	5/8	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	5/8	理事会招集通知の発送	理事会開催日の1週間前(定款で短縮可)までに通知する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	5/16	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	5/16	決算関係書類等を事務所に備置・閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え置く。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪⑫]
10	5/17	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	5/30	通常総会開催 (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画及び収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	5/30	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選定する。[中協法 第36条の8]
13	5/31～	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
14	5/31	法人税、法人県民税・法人市町村民税、 事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
15	6/13	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
16	6/13	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
17	6/13	行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
18	6/13	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。)[中協法 第51条②]
19	6/下	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	6/下	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く)[中協法 第85条①②]



ニューズin三重県



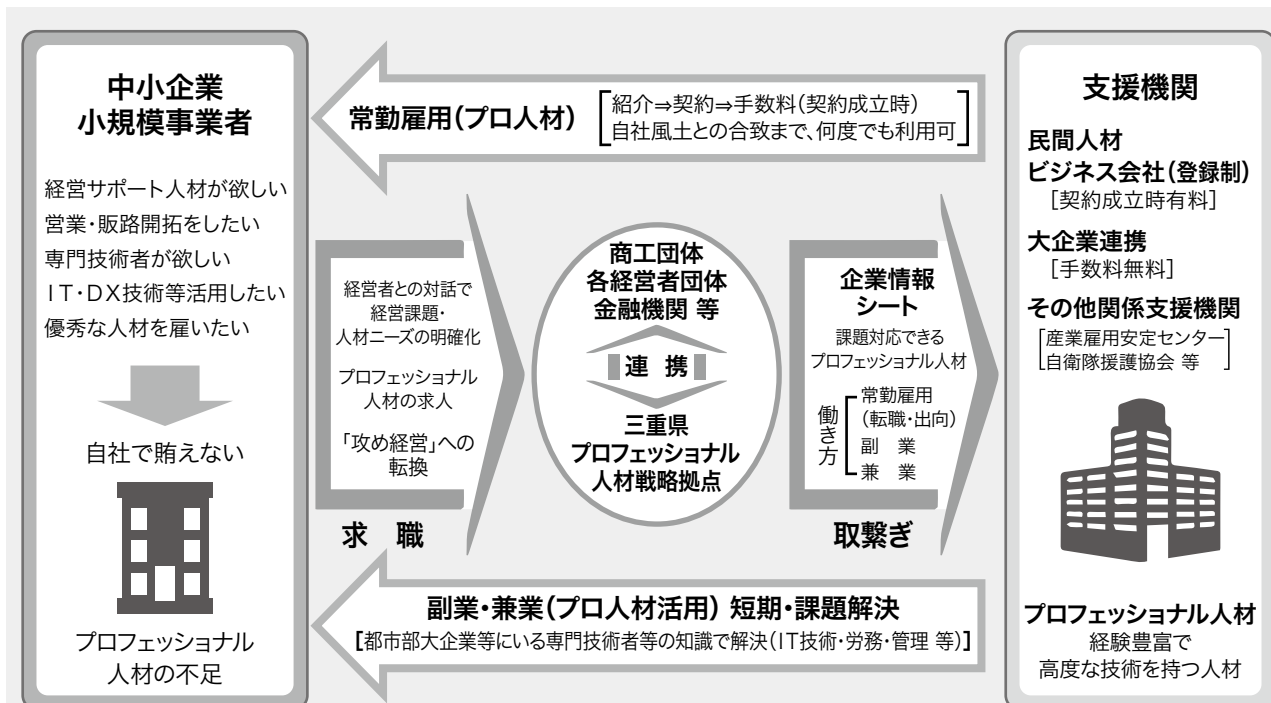
内閣府事業

プロフェッショナル人材事業

めざすビジョンの実現に向けて

プロフェッショナル人材戦略拠点がしっかりサポートします

「外部人材」採用で 事業を成長に向けて変えてみませんか？



三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業概要

常勤雇用

◆ 人材紹介会社との繋ぎ支援(成約時に手数料が必要)

- ・ 民間人材紹介会社(41社)と連携し、豊富で多様な人材を紹介します。
(海外技術者人材を専門に紹介する会社もあります)

◆ 大企業連携によるプロ人材の出向による支援(手数料無料)

- ・ 都市部大企業(55社)に在籍するプロ人材による支援
- ・ 企業との出向費用(人件費、移動費等)の取り決めが必要です。

◆ 公的関係機関との繋ぎ支援もあります(手数料無料)

副業・兼業

◆ 副業・兼業人材マッチング事業者との繋ぎ支援

- ・ 低コストで副業・兼業人材を活用できます。
- ・ 正規採用よりもリスクを下げる事が出来ます。(報酬5万円/月程度～+手数料)
(業務委託・機密保持契約締結後にスタートします)

プロ人材事業についてご不明な点があれば、お気軽に
三重県プロフェッショナル人材戦略拠点へお問い合わせ下さい。

☎ 059-253-3888

相談時間 月曜日～金曜日 9時～17時

(休み：土・日・祝日・年末年始)

FAX：059-228-3800 Eメール：projinzai@miesc.or.jp





新春特別セミナー



講師：伊達清一郎氏

1月17日、津市のホテルグリーンパーク津にて新春特別セミナー（第2回組合役職員等講習会）及び新春賀詞交歓会を開催しましたところ、当会会員組合・関係団体の代表者等約100名の参加がありました。

新春特別セミナーは、株式会社タナベコンサルティング 中部本部 ゼネラルマネジャー 伊達清一郎氏を講師として、「2024年日本経済の行方と中小企業経営について」をテーマに開催しました。伊達氏は、「日本経済は緩やかな回復基調にあり、インフレ経済対応への転換が鍵となる。中小企業としては、価格競争でなく自社の強みを磨き独創性を発揮する戦略や人的資本に先行して投資することが重要になってくる。成功も失敗もすべてが成果となるため、今こそ行動する決断を」と述べ、中小企業経営については、経営環境変化への適応と持続的に企業価値を高めることが重要であるとし、変化対応力と付加価値創造力をつけた企業・事業の持続可能性を高める経営及びサステナブル経営やDXの推進など中小企業の「強み」を活かす経営について講演がありました。

新春特別セミナー終了後の新春賀詞交歓会では、はじめに、三林憲忠中央会会長から「2024年は、DXの推進、深刻な人材不足など課題が山積する中であっても、地域の経済・雇用を支える我々中小企業が、迅速果敢に対応・挑戦する『自己変革力』を持って、日本経済の先行き不安感を払拭し、明るい未来を想い描き、大きな夢を持てる時代が到来することを祈念したい。」とのあいさつの後、来賓である寺村英信中部経済産業局長、一見勝之三重県知事より祝辞がありました。その後、伊藤歳恭三重県商工会議所連合会会長による乾杯を皮切りに歓談・交流を深め、黄瀬稔中央会副会長の中締めにより盛会裏に終了いたしました。



三林中央会会長



寺村中部経済産業局長



一見三重県知事



伊藤三重県商工会議所連合会会長



新春賀詞交歓会

BCP策定推進講習会を開催

2月20日に、津市で組合等の役職員及び組合員等を対象にBCP策定推進講習会を開催しましたところ、会場11人、オンライン21人、合計32人の組合等の役職員及び組合員等の方々の参加がありました。

前半は「サイバー空間の脅威情勢とセキュリティ対策について」をテーマにして、講師の三重県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 課長補佐 幸治洋之氏より、サイバー攻撃の情勢等及びインターネット上の違法・有害情報の実態等といった被害等類型ごとに、その指標や特徴、警察における対処状況等についての説明がありました。

また、後半は「情報セキュリティを意識した事業継続計画(BCP)の重要性について」をテーマにして、講師の東京海上日動火災保険株式会社 三重支店 津支社マネージャー 萩原大輔氏より、サイバーセキュリティの時代に考えるべき経営リスクとその盾となるBCP策定の重要性についての説明がありました。



講師：萩原大輔氏

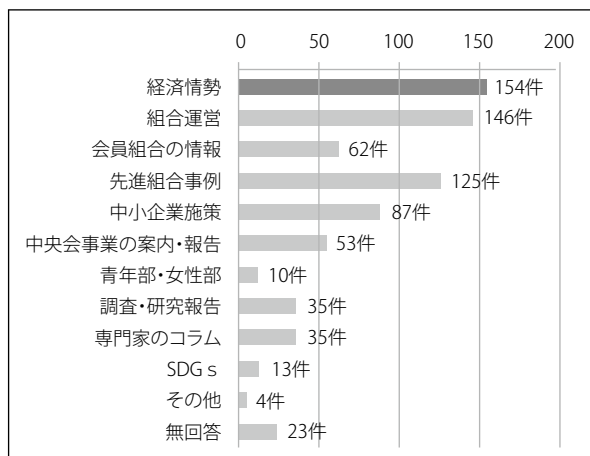
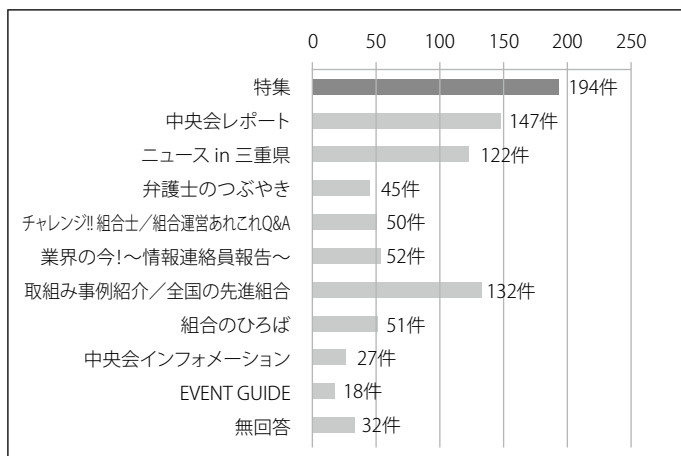
令和5年度中央会会員意識調査結果

本調査は、会員457組合を対象に、当中央会が実施する支援事業や事務局機能の現状分析、課題の抽出を行い、中央会会員皆様への支援・サービスの充実・強化を図ることを目的に実施しました。

回答数は401件(87.7%)となり、調査にご協力いただきました会員の皆様、ありがとうございました。

全項目の調査結果につきましては、当中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)をご覧ください。

■中央会の機関誌「中央会レポートみえ」のよく読む記事について(複数回答可) ■今後、中央会の機関誌に期待する記事について(複数回答可)



Notice



協会けんぽ三重支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が変わります

三重支部の健康保険料率は令和5年度よりも引き上げ、介護保険料率(全国一律)は、引き下げとなります。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料率から改定されます。

令和6年2月分まで	健康保険料率	令和6年3月分~
9.81%	→	9.94%
令和6年2月分まで	介護保険料率	令和6年3月分~
1.82%	→	1.60%



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.059-225-3317 (企画総務グループ)
受付時間/8:30~17:15(土、日、祝日を除く)
〒514-1195 津市栄町 4-255 津栄町三交ビル

弁護士のつづやき

三重弁護士協同組合 青年部会

本庄 美和子 氏



「セクハラ問題に発展しないようにする対策」について

1 はじめまして。三重県松阪市で弁護士をしている本庄美和子と申します。離婚・相続を中心に幅広く身近な法律問題について取り扱っています。

最近、ここ数年のコロナによる行動制限から解放されて、忘年会・新年会などが再開されています。とても喜ばしいことですが、ついにはめをはずすとセクハラ(セクシャルハラスメント)問題になりかねません。そこで、今回は、セクハラ問題に発展しないようにする対策について、お話しいたします。

2 事業主の皆様は、どのような行為がセクハラになると考えますか。

一般には、①職場で労働者の意に反して性的な言動を行い、それに対する労働者が拒否するなどの反応を理由として労働者に、解雇・降格・言及などの不利益を課すこと、②性的な言動によって労働者の就業環境を害することをいうとされます。

しかし、この2分類に正確にあてはめるのは難しいため、実際は労働者の意に反する性的な言動・行動がなされたかが問題となります。そして、現代では、性別によって差別しようとする意識自体が問題とされますので、セクハラにあたる言動等の範囲は広がっていると思います。

3 もし、従業員からセクハラ被害の相談を受けたら、事業主の皆様はどのように対応するべきでしょうか。

まずは、事業主の方は、加害者・被害者の双方から事実関係を迅速かつ正確に確認し、記録化をするべきです。そして事実関係が確認できた場合には被害者に対して被害者と加害者との接触の機会を減らすなどの配慮の措置を講じることが必要となります。また、たとえ、セクハラの実事確認ができなかった場合でも、再発防止に向けた措置を講ずることが必要となります。

4 事業主の皆様の義務、責任

事業主には、職場におけるセクハラ問題が生じたときに必要な措置をとる義務があり、それは「厚生労働大臣の指針(セクハラについて企業が講ずべき措置)」に基づく

弁護士協同組合

三重県松阪市

10項目であり、以下のようにセクハラ対応マニュアルを作成しておく必要があります。

I 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるセクシャルハラスメントの内容・セクシャルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ②セクシャルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

II 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定めること。
- ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること、また、広く相談に対応すること。

III 職場におけるセクシャルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ⑦事実確認ができた場合には、行為者に対する措置が適切に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。

IV IからIIIまでの措置と併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ⑩相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

そして、事業主は、セクハラ相談をされたにもかかわらず、適切な対応をとらないと、被害者から使用者責任(民法715条)や、職場環境配慮義務違反についての債務不履行責任(民法415条)に基づき損害賠償請求されるおそれがあります。そのため、迅速に対応できるようにこのような対策マニュアルを作成しておくことはとても大切です。

5 セクハラ被害を訴えられた従業員(加害者)への対応

他方、被害者の供述のみを信頼して、加害者へのききとりを疎かにして安易に解雇をすれば、解雇無効として訴えられる可能性もあるので要注意です。

6 セクハラは誰もが加害者になり、被害者にもなる身近の問題です。大きな問題にならないよう、これからセクハラ問題の対策をすることをお考えの場合は法律の専門家である弁護士に気軽にご相談ください。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL : 059-228-2232

全国の先進組合 を紹介します



企業組合ワーカーズ・コレクティブハニーBee（埼玉県）

自分らしくみんなで働く ハニー Bee

■背景・目的

本組合は生活クラブ生活協同組合の所沢センター管内の配送業務を受託し組合活動を行っています。将来組合員（従事者）の高齢化が進むにつれ配送業務が体力的に厳しくなっていくなかで、業務に携われない組合員が就業機会を失うことのないよう、また組合活動に引き

続き携わっていきけるよう新たな事業を模索してきました。

そこで中央会の経営革新承認支援事業を活用し、専門家の支援を受けて「養蜂」をキーワードに環境分析を行い「養蜂関連事業参入による高齢職員の就業基盤の創出」というテーマで計画承認（令和2年3月）を受け、これが出発点となりました。

■取組みの手法と内容

「養蜂関連事業」を開始するにあたりノウハウも何もないところから始めたため、試行錯誤を繰り返しながらの取り組みとなりました。西洋蜜蜂か日本蜜蜂かについては、市場における付加価値と収益性の高さから日本蜜蜂を選択し、令和2年度から必要機材を購入して、養蜂箱の設置場所を確保して事業を開始しました。

日本蜜蜂は養蜂の環境づくりが難しく、養蜂箱に害虫が入らないよう手作りにするなど工夫を凝らし、天敵であるスズメバチの駆除や害虫のスムシ対策と分蜂対



〒354-0045 埼玉県
入間郡三芳町上富474番地2

策が必要であるため、日々の養蜂箱の管理に注意し、蜜蜂を守りながらの取り組みを行っています。

令和3年5月に第2回目の採蜜作業を行い、瓶詰の試作品を完成させたのち商品化し、商品の「はちみつばちの百花蜜」は限定品として地元の物産館等で販売を行っています。派生商品として「はちみつ石け

ん」の製造にも取り組み、商品化を進め、商品は「オリーブオイルと百花蜜の石けん」と「お塩と百花蜜の石けん」の2種類あり、いずれもコールドプロセス製法で時間をかけて一つ一つ大切に熟成させて作っており、美容効果の高い付加価値商品となっています。販売は蜂蜜と同様に、まずは地元を中心に行っていく計画です。

■成果とその要因

養蜂事業を開始して、3年目で蜂蜜の生産量も少しずつ増加し安定した量を確保できるようになりました。養蜂箱を設置する場所として組合の近くの雑木林を借りることができたことは要因の一つで、派生商品の「はちみつ石けん」を商品化できたことが二つ目の要因といえます。今後の販売促進については、組合ホームページを活用することで成果が得られるものと期待しています。

※組合HPはこちらのQRコードから▶



大阪・関西万博チケット販売のご案内

来場日を早く予約できる

超早割 1日券がおトク!!

大人
(満18歳以上)

会期中 7,500円

前売
価格 6,000円

中人
(満12-17歳)

会期中 4,200円

前売
価格 3,500円

小人
(満4-11歳)

会期中 1,800円

前売
価格 1,500円

お得な前売チケット、各種好評販売中!



※価格は税込です。
※年齢は2025年4月1日時点の満年齢です。3歳以下の方は無料となります。
※入場チケットは電子チケットとなります。スマートフォンやパソコンから購入できます。
また、旅行代理店や各種プレイガイドからも購入できます。
※来場にあたっては来場日時予約が必要となります。
※団体割引券については協会公式WEBサイトをご確認ください。

チケット購入はこちらから

万博チケット



OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO2025

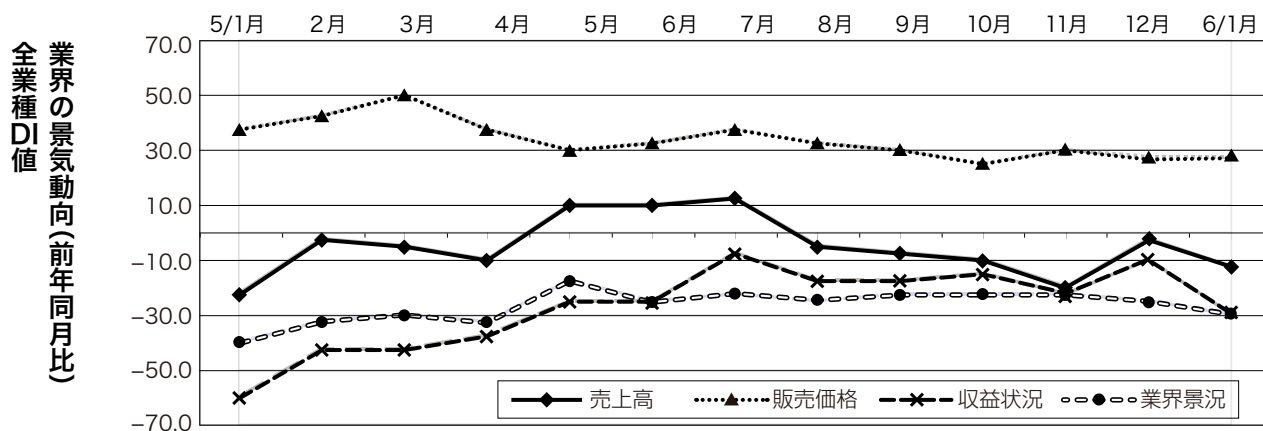




業界の今！

情報連絡員報告より
1月の業界の動き

◆ 令和6年1月度 情報連絡員報告 ◆



	5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6/1月	増減
売上高	-22.5	-2.5	-5.0	-10.0	10.0	10.0	12.5	-5.0	-7.5	-10.0	-20.0	-2.5	-12.5	-10.0
販売価格	37.5	42.5	50.0	37.5	30.0	32.5	37.5	32.5	30.0	25.0	30.0	27.5	27.5	0.0
収益状況	-60.0	-42.5	-42.5	-37.5	-25.0	-25.0	-7.5	-17.5	-17.5	-15.0	-22.5	-10.0	-30.0	-20.0
業界景況	-40.0	-32.5	-30.0	-32.5	-17.5	-25.0	-22.5	-25.0	-22.5	-22.5	-22.5	-25.0	-30.0	-5.0

概要

令和6年1月の前年同月比DI値は、製造業を中心に売上高が悪化し-12.5ポイントとなった。能登半島地震による直接的な影響の声は聞こえてこないが、原材料、資材、エネルギー価格の高騰による影響が続く中、収益状況も-30.0ポイントと悪化した。また、自動車メーカーの不正問題が幅広い業種にマイナスの影響を及ぼしていることもあり、業界景況も-30.0ポイントで、先行きは不透明な状況である。

ウクライナ戦争の影響及び円安による諸資材の高騰により、特に電気代の値上がりが経営を圧迫する状態が続いている。(漬物)

	集計上の分類業種	業種詳細・地域	組合及び組合員の業況等(景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点)
製 造 業	食料品	漬物	生産者の高齢化と後継者不足により、一部業者の中では漬物原料野菜の供給不足があり、また、ウクライナ戦争の影響及び円安による諸資材の高騰、特に電気代の値上がりが経営を圧迫する状態が続いている。今年の秋野菜の出荷は例年とほぼ同様で、年末年始にかけて例年並みの漬物製造が行われた。2月以降にオンラインで組合員の情報交換会を予定している。 全漬連主催の全国漬物グランプリが東京で開催される予定で県内からも出品を検討している。
	一般機器	津市	年末年始の休みにより稼働日数は少ないが、昨年の売上からみても良くない。中国や欧州向けのE V関連の部品受注が落ちていることが影響している。ただ、得意先に質問してもなぜ受注が落ちているかが分からず、今後の先行きも不透明であることには変わらない。
	輸送機器	伊勢市	動力費の価格転嫁に応じてもらえた分が、最近の燃料価格の落ち着きで単価下落要因となっている。物量減少により、定時割れの可能性も出てきている。売上減少により固定費負担の割合が増加し、重荷となるケースがある。
非 製 造 業	小売業	自転車	EVバイク、EVキックボード等の普及が見込まれ、自転車業界も変革期を迎える中、やはりこの時期は中学新入学商品の予約販売に重きをおき、各ショップが展示会を開催するも少子化の影響により、昨年比でマイナス25%強の台数となった。まだ来店していないお客様もあると聞き、2月以降に期待するところである。また、商品の入荷に関しては今年は順調と聞いている。組合活動として元旦に発生した能登半島地震で倒壊、被災された石川、富山両県の店舗、住居に対し見舞義援金募集の動きを始めている。
	サービス業	警備	例年のように受注は多くあるが、警備員不足で大変である。
	建設業	総合工事業	1月は大幅に売上が上昇した。対前年同月比で倍近く伸びた。年度末に向け、売上が増加すると思われる。

中小企業組合等課題対応支援事業案内及び報告

中小企業組合等の中小企業グループのみなさまが行う、新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決、中小企業の発展に寄与する取組みを支援します。SDGsへの取組み、DXやGXの推進、海外販路拡大、2025年問題対応などの課題や団体・業界特有の課題解決に活用できます。

[対象]：中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等

① 中小企業組合等 活路開拓事業	活路開拓事業	[大規模・高度型] 上限2,000万円 下限100万円 [通常型] 上限1,200万円 下限100万円
	展示会等出展・開催	上限1,200万円 下限なし
② 組合等情報ネットワークシステム等 開発事業		[大規模・高度型] 上限2,000万円 下限100万円 [通常型] 上限1,200万円 下限100万円

補助率 上限6/10

※本事業は令和6年3月募集開始予定です。
令和6年度政府予算を前提としているため、
今後、内容等が変更になることもありますので
あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

全国中小企業団体中央会 振興部
TEL:03-3523-4905



組合 取組 事例 紹介



令和5年度中小企業組合等課題対応支援事業実施組合より 「三重の木を活用した内装材の宣伝・販路開拓のための展示会出展」

実施組合 ジェイスマイル内装材協同組合

事業概要 需要が伸び悩んでいる地元産木材を用いた
内装材の販路を開拓するため、展示会へ出展し、新た
なハウスメーカーやバイヤーと接点を持ち、三重の木

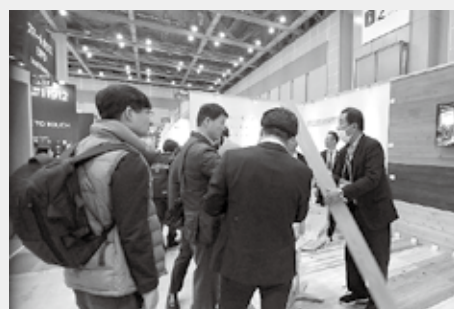
を用いた製品の魅力をアピールするために令和5年度中小企業組合等
課題対応支援事業を実施しました。

具体的には、令和5年12月13日から15日の三日間東京ビッグサイ
トで開催された、毎年500社以上が出展し、数万人が来場する建築、建
材関係の展示会である「JAPAN BUILD TOKYO」に、組合員から仕入
れた木材を使い、当組合工場で生産している杉・桧の圧密フローリング、
杉外壁材を出展しました。

※圧密フローリングとは、柔らかい性質の針葉樹材に熱圧処理を加え、
耐久性や表面の美しさを向上させた内装材

成果等 展示会期間中、建築・施工業者や設計・デザイン関係者を中心に100人以上と面談を行い、三重の木を活
用した内装材の宣伝を行いました。展示会場で木材の展示を行っている事業者はほとんどいなく、海外からのバイヤー
等に興味を持ってもらえる場面が多くありました。普段接する建材・木材関係者とは異なる業種との意見交換のなかで、
圧密フローリングの存在がほとんど知られていないことが分かり、材としての感触は良かったので、具体的な用途や施工
例の提示が今後の課題となりました。

本事業を通じて新たな接点が生まれたので、今後は組合員とともに面談者に対するフォローアップを行い、商談成立
に向けて動き、組合の共同加工事業のさらなる活性化を目指していきます。



ジェイスマイル
内装材協同組合
TEL:0598-20-2345



HP

組合のひろば

「四日市ばんこ祭りin四日市ドーム」の開催が決定



日時：令和6年5月18日(土) 10:00～18:00

令和6年5月19日(日) 9:00～17:00

場所：四日市ドーム(四日市市大字羽津甲5169)

(※開催時間については変更となる場合がありますのでご了承ください。)

主催：萬古陶磁器振興協同組合連合会 後援：四日市市

お問い合わせ先：萬古陶磁器卸商業協同組合 059-331-3496

ホームページ <https://yokkaichi-banko.com/>

※イベントの開催状況が変更となる場合がありますので、ご来場前に必ず主催者のホームページ等で開催の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

◆萬古陶磁器振興協同組合連合会

発足10周年記念式典を開催

当中央会が構成団体となっている三重県協同組合連絡協議会(MJC)が、12月21日、津市で発足10周年記念式典を開催しました。

MJCは、相互扶助の理念を共有するJAグループ三重、三重県漁業協同組合連合会、三重県生活協同組合連合会、三重県労働者福祉協議会、三重県中小企業団体中央会に関する協同組合組織14団体が参加し活動する組織で、本年発足10周年を迎えました。会長は2年毎の輪番制で、現在は当中央会の三林会長が就任しています。



記念式典では、三林会長による開会挨拶の後、一見勝之三重県知事よりビデオメッセージにて祝辞をいただき、次に、発足10周年に合わせて制作したMJCの概要紹介を行う動画の放映、MJCのこれまでのあゆみについて活動報告がありました。

活動報告後、三重大学リカレント教育センター教授青木雅生氏より「地域社会における協同組合の役割について」をテーマに記念講演があり、講演終了後参加者全員で記念撮影を行いました。



挨拶する三林会長

◆三重県協同組合連絡協議会

スワセントラルパーキング営業終了

昭和52年10月に開業した四日市諏訪商店街振興組合のスワ・セントラルパーキング(鉄筋コンクリート造、6階7層自走式)は、国道1号と諏訪新道が交わる諏訪神社前交差点に立地し、商店街を訪れる多くの買い物客に利用されてきました。

しかし、46年が経過し、平成27年に実施した耐震診断において今後の大地震による倒壊の可能性が指摘され、時間貸し利用の減少や資金面での課題が出てきたことから、



理事会や総会において駐車場を取り壊す方向での検討に入りました。取り壊す時期や土地の売却先等につきましては令和6年4月以降に正式に決定する予定です。

令和5年12月16日には「ありがとう、スワ・セントラルパーキング」として駐車場取り壊しを惜しむイベント「FILM&LOCAL FOOD」を開催して、飲食店が多数出店し、メモリアルムービーが放映され、組合員や地元住民らは駐車場とのお別れを惜しみました。



◆四日市諏訪商店街振興組合

三重県中小企業レディース中央会 令和6年新年の集いを開催

三重県中小企業レディース中央会(前田朝子会長)は、1月26日、伊勢市の「カンパニー」で令和6年新年の集いを開催しました。

前田会長挨拶の後、伊勢のメンバーである菱田幸子理事より、20年に一度社殿を同じ形のまま新しく作り替えお宮を遷す「第63回式年遷宮」についての話を伺い、中村佳子氏をはじめとする伊勢のメンバーからは、伊勢神宮の式年遷宮のお木曳の際や、祝儀歌として神事のめでたい時にも唄われ、「伊勢音頭」の原型とも言われている「伊勢木遣り唄」の披露がありました。

さらに、デザートのに使用されていた、「伊勢春慶」について、村田典子副会長よりお話を伺い、参加者は、地元伊勢やシェフの出身である熊野の食材を活かした食事を楽しみながら交流を深め、楽しいひと時を過ごしました。



三重県中小企業レディース中央会 令和5年度みえ・花しょうぶサミットに出席



三重県中小企業レディース中央会(前田朝子会長)は、2月1日、伊勢市の皇學館大学で開催された「令和5年度みえ・花しょうぶサミット」に参加しました。「みえ・花しょうぶサミット」は、県内で活躍中の女性を中心とした異業種交流によりさらなる女性の社会進出や雇用促進、地域活性化を目的として、平成25年度に発足した異業種の女性6団体(三重県中小企業レディース中央会、三重県経営者協会女性懇話会、JAみえ女性連絡会議、三重県漁協女性部連合会、三重県商工会女性部連合会、三重県商工

会議所女性会連合会)で構成するネットワークです。

今回は、皇學館大学にて、「若者が働きたくなる三重県創り」をテーマとして、学生60名と異業種の女性6団体の構成員25名との意見交換会が開催されました。当レディース中央会からは、5人のメンバーが参加し、学生と若者の県内定着に向けて自由に意見を出し合い、お互いの考えやその背景にある多様な価値観を知り、参加者の理解を深めました。

三重県特別高圧電力料金 高騰対策支援金

エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者に対し、特別高圧電力の使用量に応じて額の支援を行う「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」が、三重県の補助金事業として中央会が事務局を担当して実施しました。令和5年10月2日から令和6年1月12日までの間で募集を行ったところ、直接受電者5件、商業施設入居者70件(116店舗)の計75件で決定し、90,438,309円の支援金を支給しました。

三重県から個別労働紛争のあっせん制度のお知らせ 《 無料！ 非公開！ 公正中立！ 》

解雇、賃金、配転問題など 職場を巡るトラブルの解決に、労働相談室と労働委員会が、連携プレーでサポートします。



ご利用は無料です。

相談・申請窓口：三重県労働相談室
TEL 059-213-8290

info@mie-kinfukukyo.or.jp

制度のお問合せ：三重県労働委員会事務局
TEL 059-224-3033

roui@pref.mie.lg.jp

EVENT GUIDE



名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第69回通常総会	令和6年5月31日(金) 13:30～	会場：三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	総務調整課 TEL.059-228-5195
第61回 中小企業団体三重県大会	令和6年10月9日(水) 13:30～	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第76回 中小企業団体全国大会	令和6年10月24日(木) 14:00～	会場：フェニックスプラザ (福井県福井市田原1丁目13番6号)	総務調整課 TEL.059-228-5195

Notice



三重労働局からのお知らせ

一般事業主行動計画を策定し、
くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!

行動計画の策定

- ・101人以上企業→義務
 - ・100人以下企業→努力義務
- (平成23年4月から義務の対象を拡大
(従前は301人以上企業))

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知
(平成21年4月から義務付け)
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
 - ・企業は商品等に認定マークを使用可
- (平成27年4月1日から、新たな認定
(特例認定)制度「プラチナくるみん認定
制度」を実施)

厚生労働大臣による認定の種類

1. くるみん認定

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、『子育てサポート企業』として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定(くるみん認定)を受けることができます。



2. プラチナくるみん認定

くるみん認定又はトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。



3. トライくるみん認定

令和4年4月から、新たな認定制度「トライくるみん」がスタート! 認定基準は、改正前のくるみん認定と同じです。
※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。



4. プラス認定

令和4年4月から、新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」がスタート! くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの認定基準に加えて、不妊治療と仕事との両立に関する「プラス認定基準」を満たす必要があります。



Notice



中小機構中部本部からのお知らせ

経営のお悩みをITで解決! ～IT経営サポートセンターのご紹介～

人手不足や販路開拓といった様々な経営課題を解決するための手段として、ITには大きな期待が寄せられています。しかし中小企業の経営者には、「ITを活用したいけど、どこから手を付ければ良いかわからない」「どのアプリが自社に合っているの?」「こんな課題は、ITで解決できるの?」など、ITの活用に向けて疑問を抱えている方が大勢います。

中小機構では、そういったお悩みを解決する相談窓口として、「IT経営サポートセンター」を開設しました。相談・アドバイスはオンライン(Zoom)で行い、利用は無料。1回のご利用は1時間以内で、何回でもご利用いただけます。

IT経営サポートセンターは、事業者の方だけでなく、支援機関の方からのご相談もお受けしています。事業者の方と支援機関の方が一緒に相談されるのもOKです。

経験豊富な専門家が、親身になって丁寧に相談にお答えします。まずは一度、IT経営サポートセンターを利用してみてください。

実務経験豊富なITの専門家が
オンライン面談でお悩みを解決します。



- 無料
- オンライン
- 60分
- 予約制

《お問合せ》中小機構中部本部 地域・連携支援課
〒460-0003
名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル4階
TEL: 052-201-3009

IT経営サポートセンター

検索

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



商工中金

個人のお客さま向けの

定期預金

マイハーベスト

津支店 059(228)4155 〒514-0004 津市栄町4-254-1

四日市支店 059(351)4871 〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-20

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、三重県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」[特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)]「ご契約のしおりー約款」および三重県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 三重支社

〒514-0027 津市大門 6-5 TEL:059-227-0132 <https://www.taiju-life.co.jp/>

津営業部 TEL:059-225-4827

久居営業部 TEL:059-255-2347

四日市営業部 TEL:059-351-1616

伊賀営業部 TEL:0595-21-1680

伊勢営業部 TEL:0596-24-3625

志摩支所 TEL:0599-43-5053

尾鷲支所 TEL:0597-23-2646

大樹 -KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

中小企業組合の設立・運営の ご相談は三重県中央会まで！

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp

<https://ja-jp.facebook.com/chuokai-mie>



【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

過去の「中央会レポートみえ」の情報については三重県中小企業団体中央会のホームページ (<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>) でご覧いただけます。